

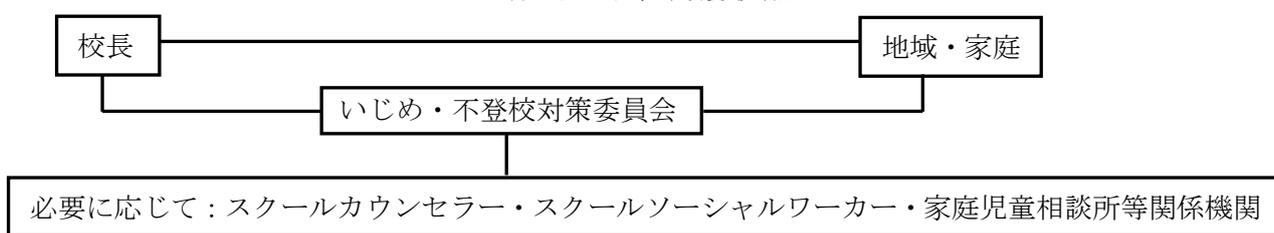
平成31年度 効範小学校 いじめ防止基本方針

1 目的

- いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童に認識させる。そして、すべての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できるよう児童の社会性を育む。
- いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。
- 学校、教育委員会、家庭、地域、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を展開する。

2 組織

いじめ・不登校対策委員会・・・校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、
いじめ・不登校対策委員、生徒指導主任、
保健主事、養護教諭



第三者委員会・・・瀬戸市教育委員会に設置する

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

※予防的生徒指導を基本とする。（未然防止・早期発見・早期対応）

(1) いじめ未然防止の取り組み

- ア 自己肯定感（セルフ・エスティーム）を高める指導
 - ・ 学級内で個々に仕事を任せ評価することで、集団への所属感を育む。ほめる指導を基本とし、指導上、叱った場合はその児童のその後の変容を見届け評価する。
- イ 互いに認め合う学級づくり
 - ・ よいこと見つけ等の活動を取り入れ、児童をプラス評価する場面を設定する。
 - ・ 子どもたち個人の存在を認められる集団をつくる。
- ウ 人権教育
 - ・ 全国人権週間には、集会等で全校児童に人権について考える場を設定する。
 - ・ 道徳の授業や映像教材を利用して、児童の意識を高める。
- エ 情報モラル教育
 - ・ 道徳や総合的な学習の時間等を利用し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深められるよう情報教育を行う。
- オ 家庭、地域との連携・協働
 - ・ いじめを決して許さないとの強い姿勢で、社会全体としての取組を推進する。

(2) いじめ早期発見の取り組み

- ア 児童理解と観察
 - ・ 朝の会で、普段と様子が違ったり、ふさぎ込んでいたりしている児童がいないか等に気を付け、児童の表情・態度を注意深く観察し、必要に応じて話を聴く。
 - ・ 放課に1人で過ごしていたり、グループ活動を嫌がったりする児童がいないか等、孤立しがちな児童を観察し、把握に努める。
- イ いじめアンケートと個人面談
 - ・ 教育相談月間を設定し、「こころとからだのアンケート」を実施する。さらに、一人一人の児童と担任による心の相談活動により、児童の悩みの早期発見と早期解

決に努める。

ウ 全職員での情報交換会

- ・ 毎週、いじめを含めた生徒指導について、全職員での情報交換会を行う。

エ 相談しやすい環境整備

- ・ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- ・ 瀬戸警察、家庭児童相談室、発達支援室、医療機関などとの連携を図るため、日頃から担当者間での情報交換を行い、連絡会議をする。

(3) いじめに対する措置

ア 初動の対応

- ・ いじめの訴えを受けたときや、いじめを発見したとき、またはいじめの疑いがあると思われるときは、いじめ対策主任及び学年主任に報告する。いじめ対策主任は、いじめ対策委員会の職員に報告するとともに、校長から今後の対応についての指示を受ける。

イ いじめ・不登校対策委員会の協議

- ・ いじめ・不登校対策委員会を開き、いじめの訴えや発見の内容を把握するとともに、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。

ウ 実態把握・解消に向けての対応

- ・ いじめ対策委員会の協議の結果を受けて、校長、教頭、いじめ対策主任を中心に実態把握・解消に向けて、組織的に対応する。

エ 事後の支援

- ・ 被害児童についても加害児童についても、指導以後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認する。

オ ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上のいじめについては、必要に応じて警察や法務局等とも連携して対応にあたる。

(4) いじめの解消について

- ・ 二つの要件が満たされていることとする。

①いじめに係る行為が止んでいること。→少なくとも3ヶ月間。

②本人が心身の苦痛を感じていないこと。→本人及び保護者に対して、心身の苦痛を感じていないか面談等により確認する。

4 重大事態への対処について

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会を通じて市長に報告する。
- (2) 瀬戸市いじめ防止基本方針に従って、教育委員会と連携をはかりながら早期解決に努める。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取り組みに対する検証

いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、P D C A サイクル (P L A N → D O → C H E C K → A C T I O N) で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。

6 その他

- (1) 毎月の月初めに前月のいじめの報告書を市教育委員会に提出する(生徒指導主任)。
- (2) ホームページ等でいじめ予防やいじめの早期発見についての情報を提供する。
- (3) 毎年度、いじめの定義について、教員の共通認識を図る。